

## 厚生文教常任委員会報告事項資料

資料 番号	資 料 名	所 管 課
1	芸術文化創造センター整備について	文化政策課
2	小田原市文化振興ビジョンの推進について	
3	姉妹都市提携について	
4	産婦人科医療施設整備費補助事業について	福祉政策課

平成28年 9 月 8 日



## 芸術文化創造センター整備について

### 1 整備についての検討状況

芸術文化創造センターの整備については、改めて整備方針を決定することとしていますが、現在の検討状況は、次のとおりです。

#### (1) 実施設計の取り扱い

財政推計の結果、収支の見通しが極めて厳しいうえ、国の交付金の確保も流動的なことから、建設費の減額及びランニングコストの低減化は避けられない状況です。このため、実施設計図書に基づく整備は難しいものと考えています。

#### (2) 整備内容

「市民ホール基本計画」をできる限り生かしつつ、経済設計を取り入れたホール整備を目指します。

#### (3) 整備手法

国土交通省に採択された多様な入札契約方式モデル事業の活用により、入札不調のリスクの軽減、整備の確実性を考慮した手法を検討します。

### 2 今後の予定

引き続き、実施設計に至るこれまでの作業の成果や、事業提案に向けた意見募集を通じて得られた知見などをできる限り生かしつつ、市として望ましい整備のあり方を取りまとめ、今秋公表する予定です。



## 小田原市文化振興ビジョンの推進について

## 1 (仮称) 小田原市文化条例素案に対する市民意見の募集結果について

意見募集期間 平成28年6月15日(水)～7月14日(木)  
 配布先 市内公共施設、ホームページ、文化政策課窓口、期間内の催物・会議等  
 市文化連盟等活動団体  
 提出された意見 47人(79件)  
 提出意見の内容 別紙のとおり

## 2 小田原市文化振興ビジョン推進委員会について

回	日時	場所	内容
第6回	8月24日(水) 10時～12時	602会議室	議題 (1) (仮称) 小田原市文化条例素案に対する市民意見の募集結果について (2) (仮称) 小田原市文化条例案について (3) 条例に基づく推進体制について

## 3 今後のスケジュールについて

11月 小田原市文化振興ビジョン推進委員会から最終答申  
 12月 12月定例会に条例議案の上程

平成29年  
 1月～3月 条例周知  
 4月 条例施行



(仮称)小田原市文化条例素案に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

施策等の題名	(仮称)小田原市文化条例素案
施設等の案の公表日	平成28年6月15日(水)
意見提出期間	平成28年6月15日(水)から 平成28年7月14日(木)まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布 (市内公共施設、ホームページ、文化政策課窓口 ほか)

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数(意見提出者数)	79件(47人)
インターネット	12人
ファクシミリ	7人
郵送	1人
直接持参	27人

無効な意見提出	0人
---------	----

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	0
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	30
C	今後の検討のために参考とするもの	36
D	その他(質問、政策等に反映しないものなど)	13





具体的な内容

(1)全体に関すること

	意見の内容(要旨)	区分	市の考え方
1	制定している自治体がまだ少ない中、画期的である。どの自治体も住民の幸せを実現できる施策で運営しているはず。そこに「文化」を謳った条例ができることは大変よろこばしい。すべての文化は人がかかわってできているもの、そして文化は幸せになるためのもの、この条例を常に考えの中に置いてほしい。	B	この条例は、希望と幸福感を持って暮らすことのできるよう文化を振興していくという小田原市の意思を明確に示すものです。理念が中心の条例ですが、本市の文化振興を図る上で条例の制定は重要だと考えています。条例に基づき、文化を振興していきます。
2	活動しやすくしたり、振興の下支えは重要である。条例の制定は重要である。	B	
3	大変よい条例だと思う。今ある小田原の文化を再確認することや小田原の新しい文化の創造につながる。	B	
4	この条例によって、小田原市がめざそうとしている方向が、はっきりとわかる条例である。	B	
5	小田原の文化を守るための条例に賛成である。普段の私たちの生活に文化が絶対必要となれば、文化を絶やさず、残すことができる。子どもたちにもつなげ、将来には、日本各地に小田原の文化を知ってもらい、さらには、海外にも小田原文化の言葉が浸透できるようになりたい。そのためには行政と共に市民が活動を行うことが必要。	B	条例に基づき、市民と行政とが小田原の文化を守り、育て、創造していくことが大切であると考えています。
6	私は、生まれも育ちも小田原で、多くの環境から成長させて頂いた。今も小田原育ちを誇りにもちろん思っており、常に根付いている。この条例を定めることは素晴らしく、もっともっと広めてほしいと願う。	B	条例について様々な機会に広く周知を図っていきます。
7	できるだけ多くの小田原市民にこの条例を知ってもらう為にパンフレットの作成や、映像等を使って、市民の理解を深められたら良い。また、これから社会を担っていく若者の世代は特に知っておく必要があると思うので、SNS等で呼びかける(知らせる)事ができれば、より多くの若者が少しでも目を通すと思う。	C	条例の考え方をより多くの市民に広めるよう努力していきます。 具体的な方法については、参考とさせていただきます。
8	「文化」はその地域を中心に居住するもしくは活動する人々によって創造・醸成されるものである。従って、時代とともに変化してゆくものである。しかし、時代が変わっても変わってはいけない文化の基本ともなるものがある。それは、人と人との自然な形での「助け合い」の精神である。今、「個」が優先されて「他人」を慮る心が薄れている時代になってきている。「自分」が優先される時代になったことが大きく影響していると思う。そのような時代だからこそ大切なのは「あいさつ」である。「あいさつ」は「文化」の基本である。そのひとつのきっかけとして、例えば、小田原市にある小学校・中学校・高等学校のそれぞれの体育祭や文化祭などを共同で企画して実施するようなことを考えてはどうか。勉強で競い合うだけでなく、そういう文化活動を通してお互いが協力し合う文化を醸成してゆくことは意味のあることだと考える。	C	文化を通じて共感を得ることで人と人との絆が強くなっていくと考えています。取り組みについては今後の検討のために参考にさせていただきます。
9	この資料を作成した方には申し訳ない感想なのですが、文化、文化、と連呼して「こころ」が感じられない押し付けがましい文章に、読む気もなくなる。ホールも10年「大迷走中」で、こんな条例にしばらくは「自由な発想で文化発展」は難しいと思いました。	C	条例の基本理念では、市民一人ひとりの自主性や創造性、多様性の尊重を記述いたします。市民の皆さまにも読みやすい文章を検討いたします。

10	条例が本当に実行されるかどうかは、それを今後担当される市役所、委員、また予算にかかっている様に思う。それだけの人材が今後きちんと確保されることを祈っている。	C	条例に基づき、文化振興のための推進体制を整えていきたいと考えています。
11	小田原城、北条(條)氏、二宮尊徳という固有名詞を条例の中に挿入するのはいかがでしょうか。	C	前文の中で検討させていただきます。

(2) 前文に関すること

	意見の内容(要旨)	区分	市の考え方
12	「文化は人々の未来への希望や生きる力を育むことができる」というのには、私もとても同感である。私は和太鼓部なのだが、和太鼓の演奏を見ると、とてもパワーをもらえる。また、和楽器を使ったコンサートを見たときも、感じるものが大きかった。	B	「文化は人々の未来への希望や生きる力を育むことができる」ということを条例の前文の中で、記述していきたいと考えています。
13	「文化」の定義があいまい。言葉の定義の条項を作成し、「文化」「まち」「振興」「文化的」「魅力」などの言葉についてきちんと定義して欲しい。	C	文化という言葉はきわめて広範な概念を含んでいます。芸術文化だけではなく生活文化なども含まれ、人々の暮らしそのものを文化とらえています。定義については、検討させていただきます。
14	「文化」の捉え方として、この案は「芸術文化」を基本に置きながらも、広く人々の生活に生きている慣習や食などの生活文化、歴史資産や伝統として、史跡、祭り、生業として引き継がれ、人とまち・社会に見いだすことのできる様々なエレメント／要素を「文化」という視点・側面で広く捉えた考え二つが示されていると思う。しかしながら、その明確な仕分けがなされないまま「文化」という広範で曖昧な言葉が多用されている中で、芸術文化に特化して論じている文章と、包括的且つ共通項・視点として捉えた「文化」が不規則に使われているため、それぞれの文章の意図が伝わらない部分が見受けられる。この点をもう少しわかりやすく整理することで、市民やまち、市の役割も明らかになり文化部だけでなく横断的な取り組みの意図も理解されるのではと考える。	C	文化の振興にあたり、歴史や風土に育まれた文化を守り、育てることと、新しい芸術文化を生み育てることをどちらか一方に偏ることなく双方バランスよく進めていく考え方です。条例ではわかりやすく記述するよう努めます。
15	抽象的な概念であるので難しいかもしれないが、「文化とは何か」、文化の定義がもう少し明確に記述されていた方が良いと思う。	C	文化という言葉はきわめて広範な概念を含んでいます。芸術文化だけではなく生活文化なども含まれ、人々の暮らしそのものが文化とらえています。記述については検討させていただきます。
16	歴史や風土にふれたところがあるが、歴史的な背景を入れたらどうか。早雲のリーダーシップで発展した小田原は日本文化の素晴らしさの源と言えるのではないかと。このような点を鑑み、もう少し歴史的背景を強調すると良い。	C	小田原の誇りである文化の記述について、前文の中で検討していきたいと考えています。
17	「これらの結果として市民は心豊かに希望を持って自分たちらしく生きることができる」の表現が少し気になった。「心豊か」「希望」という言葉は、それまでの流れからも自然な表現だとは思いますが、「自分たちらしく生きることができる」というのは、過剰な言い回しのように感じる。否定しているのではないが、唐突な表現だったので、もし用いるのであれば、どういう観点から「自分らしく生きることができる」につながるのか知りたい。	D	文化に触れることで感動との出会いや人と人との繋がりが生まれます。その中で、自己実現ができたり、絆を深めたり、コミュニティを作ったりすることもあります。文化に触れる過程で生まれる希望や可能性により「自分たちらしく生きる」ことに繋がっていくと考えています。

(3) 条例の目的に関すること

	意見の内容(要旨)	区分	市の考え方
18	「市民とともに『かつ市の協力を得て』未来にわたる」とした方が良いと思う。	B	この条例は市の文化振興の意思を明確に示すものです。市が文化活動の主体である市民の皆さんの支援をすることは市の責務や施策の方向性に記述しています。

19	「振興」「推進」「創造」が名称に入っている方がわかりやすく、訴えるものがある。もしくは「小田原市“おだわら文化”条例」などはどうか。	C	今後の検討のための参考とさせていただきます。
20	この条例が目的とする「文化」なるものの定義がされていない。文化は幅広いもので、そのすべてを定義することさえ困難なものであると考えるが、条例ではいかに定義しようとするのか、わからない。 もともと文化は、集落や集団ごと、あるいは親子・友人・知人ごとに育まれてきたもので、行政が規定するようなものではない。	C	文化という言葉はきわめて広範な概念を含んでいます。芸術文化だけではなく生活文化なども含まれ、人々の暮らしそのものが文化ととらえています。記述については検討させていただきます。
21	何についての「文化」か明記した方が良いのではないか。	C	

(4) 基本理念に関すること

	意見の内容(要旨)	区分	市の考え方
22	行政が「私たち市民」という言葉を使用することに違和感を感じる。	C	市民の皆さんの文化に対する誇りとともに、文化の担い手は市民の皆さんであるということをこの言葉で示しています。また、そのように感じていただけるように様々な機会を通じて周知に努めます。
23	本来、文化芸術はその個人が自由に創造できる磁場の確保があって、自由に活動できるものでなければならないものです。 「本市の更なる文化振興を図るためには、持続的な文化への支援等を表明する条例が必要との認識に至りました。」とありますが、この必要というのは、行政側のことであって、市民or作家側から言えば、この条例により縛られる恐れがあるのではと危惧します。 この条例により、さらに外部のアーティストの参加が自由に行政指導できるようになるのではないかとと思う。 現在のアウトリーチのやり方等を見ると地元をあまりに無視しているように思うのだがこの件は、もう一部の団体では話題になっており、今の文化行政の在り方を文化ビジョンという、一部の中での行政指導の話では済まないところに行くのではないかと危惧する。	B	条例の基本理念では、市民一人ひとりの自主性や創造性、多様性の尊重を記述いたします。また、市の責務の中で、地域における人材や文化資源を生かす旨、記述することを考えています。
24	「～生まれながらの権利であり～」の一文は必要なのではないか。重く堅苦しい感じがしてとっつきにくさを感じる。	D	文化芸術振興基本法に同様の文言があり、全ての人が対象であることを表わしています。

(5) 市民の役割に関すること

	意見の内容(要旨)	区分	市の考え方
25	条例制定は小田原市にとっても市民にとっても非常に素晴らしい事。市民の役割を定めるのなら、条例を広く深く知ってもらう為の広報活動が重要だと思う。	C	条例について様々な機会において広く周知を図っていきます。
26	文化、芸術への関心をどのように高め、深めていくのが最も根本的であり、又、難しい所と思う。市民の意識や関心を具体的にどのようにたがやしていくのかに興味を持っている。 まずは、この条例が市民に広く理解されるよう願っている。	C	

27	芸術文化の創造は、縛りのない、自由な発想によって行われ、また、郷土芸能や歴史文化を知り、郷土愛を深めることもまた、自由であると思う。 行政は、その手助けをする施策・事業を展開することが必要なのであり、市民の役割等として条例で定められるべきものではない。この様な条例の制定は、小田原市が目指す、「(自発的な)市民協働による自治」とは対極の思考であると思う。	D	行政も情報発信や施設整備など文化振興のための環境整備を進めますが、文化活動の主体である市民が自ら発信して広めていくことが欠かせないという考え方は、その過程で文化を誇りと思い、持続可能な市民協働による自治が実現していくことになると思います。 この条例は、市民の自由な文化活動を保障するものになると考えています。
28	文化の振興にあつては、市民・住民の役割も無ければ、市の責務もありえない。支援を必要とする「文化」があるのであれば、その都度判断すれば済むことである。	D	行政と市民がともに未来に渡って文化を守り、育てていくための下支えとして、条例を制定したいと考えています。
29	この条例の「市民」には、市内就業者や通学者等も入れるべきと思う。	B	市民には住民だけでなく、小田原に関わりがある人全てという意味を含めて考えています。
30	通勤通学その他の小田原とかかわりのある個人団体企業等や、それこそ小田原に芸術鑑賞に来てくださる方も広い意味での市民としてとりこめれば実効が上がる。	B	
31	「市民の役割を定めます」というのは、あまりに上から目線でないか。 「その継承、創造、発信をしてくよう努める事」とあるが、まるで義務のような書き方は問題。	C	行政が条例によって市民の文化活動に干渉しているという危惧を抱く人もいるという配慮から「責務」ではなく「役割」としましたが、「市民の役割」の表現については検討します。
32	「市民の役割」は、押しつけがましさを感ずる表現だと感じる。目線を変更して文言を変えては。	C	
33	文化条例は、(仮称)小田原市文化推進委員会で別途検討されることになる下部条例の上位に位置するものだと思うが、お金(財政)に関する記述が大変少なく、実効性を危惧する。 文化への行政の関わりは、ハードの整備、企画、ソフトの提供・援助、お金の補助・援助に分類される。これらのうち、お金に関する記述は「5. 市の責務」に「財政上の措置を講じる」とあるのみで心許ない。従って「4. 市民の役割」に「自らの活動が、活動内容的にも、財政的にも自立していることを目指すこと」を追加する。	D	市民の皆さんの活動が活動内容、財政ともに主体的に実施されることが望ましいとは考えますが、まずは、市民の皆さん一人ひとりが担い手になることを示したいと考えています。

(6)市の責務に関すること

	意見の内容(要旨)	区分	市の考え方
34	文化振興を行う施設(芸術文化創造センター)の準備、財源の確保まで条例によって「定め」、芸術文化創造センターが無ければ、芸術文化の創造はできないと言わなければならない条例の制定は行うべきではないと思う。	D	この条例は、小田原市の文化振興の基本的な考え方を明確にするもので、環境の整備としてハード及びソフト両面での施策を推進していくことを記述しますが、芸術文化創造センターの整備を定めるものではありません。
35	「守る文化」「創造する文化」を分けて考える。「守る文化」には、継承、育成を十分にサポートするスキームが必要であり、その精神を「市の責務」に明記してほしい。	C	この条例は、小田原市の文化の基本的な考え方を明確にするもので、文化を守り、育てることは基本理念にも謳っています。具体的な事業計画は別途策定します。
36	「市民や文化活動する団体、企業等と連携し、地域における人材や文化資源、情報等を文化振興に活かしていくこと」は良いと思う。	B	条例に基づき、施策を実施していきます。
37	市の責務や方向性にもある環境施設の整備が立ち遅れない様にすることが肝要。	B	

## (7) 施策の方向性に関すること

	意見の内容(要旨)	区分	市の考え方
38	現在まで様々行われている事業が、条例の下で有機的に発展的に継続されることを願う。	B	条例に基づき、施策を実施していきます。
39	高齢者の気持ちを病院の待合室から文化施設へ向ける方向で福祉文化の充実を計っていただきたい。子供から高齢者までの世代間の受益が平等になり、芸文センターの税金投入に対する不満解消につながると考える。	C	すべての人が文化に親しむことできるように様々な世代に向けた鑑賞事業等の企画の検討に参考とさせていただきます。
40	「芸術文化を身近なものにする」ことで自分たち市民が1つのことに取組むことによって市民全体の意思統一がされて良いと思う。そして、1つにすることによって全体が協力して取組み、絆が生まれ、もつともつ良いものになる(「町の魅力を磨く」)「志ある人を育てる」そして小田原が有名になる(「小田原を発信する」)というサイクルが生まれるから、まずは1つにすることが良いと思った。	B	まず、小田原の伝統文化や生活文化、また行われている芸術文化活動等を知っていただくことが大切だと考えています。
41	「伝統文化の後継者の育成支援…」の部分で、そのための芸術文化の発展、次代を担う若者を育成するための施設、象徴となる施設の設置についての記載があるとよいのではないか。	C	この条例は市の文化の振興の基本的な考え方を示すものです。取り組みについての具体的な記述はしませんが、今後の検討の参考とさせていただきます。
42	それぞれの地域特有の伝統文化を、その地域の人たちと共有し、理解し合えたらいいと思う。	B	市民ひとり一人が担い手となるという考え方を広めていきます。
43	「伝統文化等の後継者の育成支援」と書いてあるので、例えば和太鼓などの和楽器が、中学や高校の音楽の授業の必修になったら楽しくみんなが学べるのではないかと思います。	C	小学校へのアウトリーチや各種伝統芸能のワークショップを企画、実施しています。学校との連携については、検討の参考とさせていただきます。
44	「文化活動を行う人やそれを支える人を育てる環境を整備」をはじめ「整備」という言葉が多数あり。設備に関しては整備も重要な要素であると思うが、維持も大事なことと考える。	C	整備だけではなく、その後の維持が重要であることは認識しています。
45	「全ての市民が文化の担い手であるという認識を市と市民が共有し」とは具体的にどうやって共有するのかわかりにくい。	C	時間がかかるとは思いますが、条例の基本理念のもと、様々な事業等を通じて、市民が文化の担い手であることを広めていきたいと考えています。
46	この条例のもと、様々な文化を市民が守り育てていくためには実際に体験する機会を増やして欲しいと思う。自ら体験したものは、鑑賞する立場になった時に興味の度合いがかなり上がると思う。そしてその興味の深さが小田原からプロの文化人を数多く輩出することへと繋がっていくのではないかと。	B	そのような考えのもと、小学校へのアウトリーチや各種ワークショップを企画、実施しています。
47	「将来の小田原を担う子どもたちが文化に親しむための施策推進」が具体化し、活動の幅が広がることと願っている。(例:小田原市主催イベントの際の演奏企画など…)	C	様々な場面で文化に親しむことができるように、今後の企画の検討に参考とさせていただきます。
48	青少年の文化発展、小田原からの発信と交流を図る事業を提案したい。その為の事業内容として、国内・国外を問わず、青少年によるアンサンブル団体とのジョイント・コンサート開催を希望。これは、地元青少年の文化意識の向上とレベルアップを図る、国内・国外の青少年が文化によって交流し、小田原を知っていただく、ジョイント・コンサート開催は小田原の活性化へつながる。青少年のための文化事業は、青少年の知識と心を豊かにするため、未来社会を豊かにするためには、かかせない事業である。	C	子どもたちが文化に親しむ施策や交流の促進などの企画の検討に参考にさせていただきます。

49	「子どもたちが文化に親しむ施策の推進」、「小田原ゆかりの芸術家等との交流、連携」は良いと思う。	B	条例に基づき、施策を実施していきます。
50	子どもの音楽団体に関わっているので、後継者の育成支援や将来の小田原を担う子どもたちが文化に親しむための施策推進に力を入れた方向性になることを願う。	B	条例に基づき、施策を実施していきます。
51	市民の文化的な素養をボトムアップするための施策を展開し、公教育の場で積極的に充実していくことを盛り込まれるとよいと思う。	B	そのような考えのもと、小学校へのアウトリーチや各種ワークショップを企画、実施しています。
52	子どもが遊びの文化を継承できるように施策をとってほしい。集団あそび、手あそび、歌あそびなど。	C	今後の企画の参考とさせていただきます。
53	「文化は人々の未来への希望や生きる力を育むことができる。」、「文化に親しむことは生まれながらの権利であり…私たち市民が心豊かな生活を送り、自分たちらしく生きるために将来にわたり文化を紡いでいくこと」という理念に関心がある。「将来の小田原を担う子どもたちが文化に親しむための施策を推進すること」について心から願っている。	B	条例に基づき子どもたちが文化に親しむための施策を推進します。
54	保育園や、幼稚園、小学校、中学校、高校で、もっと文化に触れるための学校行事を増やす。人と人との交流が増えとともに、伝統文化に触れることによって、伝統文化に興味を持つ人が増え、「伝統文化等の後継者の育成」「文化資源の適切な保存・継承・活用」「子どもたちが文化に親しむための施策」に繋がると思う。	B	そのような考えのもと、小学校へのアウトリーチや各種ワークショップを企画、実施しています。
55	「守る文化」と「創造する文化」を分けて考える。「創造する文化」については、奨励と発信の場の創出などが施策の柱となり、そうであってreward(褒賞、報酬、ほうび)を約束すると良い。	C	文化創造に関する支援について、検討の参考にさせていただきます。
56	内外に発信、文化に親しむための施策は大いにしてほしい。外国の団体を市で招き、子どもたち団体との交流を図れるようにしてほしい。	C	条例に基づき、情報を発信し、市民主体の交流を促進していきます。具体的な取り組みについては、検討の参考とさせていただきます。
57	一人でも多くの市民が文化を親しむために文化創造活動の様子をSNS(Facebook、Twitterなど)で発信して、若い人にも「小田原の文化」を知ってもらおうべき。	B	情報発信方法についての検討の参考とさせていただきます。
58	伝統文化というものは人々に根ざし、生活の一部ともなる大切なものだとも思っているの、是非こうした条例を通して小田原の文化をもっと内外へ発信して行って下さい。	B	条例に基づき、文化の発信をしていきたいと考えています。
59	文化の保護、発展に必要なものは、①積極的な外への発信、②活動の永続的な保護、継承と考えている。多くの文化、芸術的事業を市も行っていましたが、現在よりも広く発展的に行ってほしいと考えている。	B	
60	「小田原を発信する」→「小田原を国内外に発信する」と追加してみてもどうか。	B	情報発信については国内外を想定しています。
61	地域の人材・資源の活用の一環として、いろいろなところで集積されている情報を集約して一元管理するシステムを構築していくことを明記してはどうか。	C	条例では、基本的な方向性を記述しますが、今後の検討の参考にさせていただきます。
62	「生涯学習を行う市民」がわかりづらい。	C	わかりやすい表現を検討いたします。
63	市民大学講座などでリタイアした人の活躍の場を作ることが継続的活動として必要。	C	生涯学習との連携の中で検討の参考とさせていただきます。

## (8) 計画の策定に関すること

	意見の内容(要旨)	区分	市の考え方
64	主体者である市民の声をきくことは非常に良いことだ。	B	文化振興の主体は市民であるとの考え方から市民の意見を聴くものです。
65	条例の制定は重要だが、その事業計画を見ないと、条例だけでは何を実践しようとしているのかが想像できないし、到達地点(目標)もわからない。	B	条例は文化振興の基本的な考え方を中心に定めるものです。具体的な施策については、条例施行後に、条例を理念のみに終わらせないために、計画の策定が必要と考えています。
66	定期的に事業計画と、その結果を見直すしくみが必要ではないか。	B	事業計画に基づく施策や事業の成果については、評価、必要に応じて見直しをしていくことを考えています。
67	計画の策定のところでも小田原市文化推進委員会の評価を受けることなど、市民が主体のはずが、文化推進委員会の下部組織のように受け取られる。市民の自由な発想を市が、サポートしていくのが専門家の役割ではないか。	D	評価は、条例の理念に基づく計画の推進状況等について行うもので、市民の活動を評価するものではありません。市民の自由な発想を市がサポートしていくことを守る組織になると考えています。

## (9) 文化振興の推進体制に関すること

	意見の内容(要旨)	区分	市の考え方
68	必要があれば大学と交流し、施策の提言も受けたい。	C	今後の検討のための参考にさせていただきます。
69	委員になるには、自己推薦あるか。どのように推薦委員メンバーは決めているのか。公聴は可能か。	D	現在の文化振興ビジョン推進委員会は、2名の公募市民を含む10名で構成され、学識経験者、団体の代表等となっています。骨子案で記述した委員会も同様のものを想定しています。傍聴は可能です。
70	「文化振興にあたっての推進体制について定めます」とあり、非常に硬直的な感じを受ける。内容も同じように「推進委員の意見を求める」とか、「専門性を持った人員の配置及び組織による継続的な事業推進を図ること」とあり、推進委員、専門家主導の条例になると思われる。	D	委員会は、市の文化振興を図るため、市の事業計画の推進状況等についての評価や具体的な施策の検討を担うことを想定しています。また、事業推進には専門性を持った人材による継続的な推進が必要ですが、あくまで文化振興の主体は市民であると考えています。
71	(仮称)小田原市文化推進委員会とあるが、「文化を推進する」という日本語はない。「小田原市文化条例の下部条例策定(検討)委員会」という意味の、こなれた短い名称とすべき。	C	今後の検討のための参考にさせていただきます。

## (10) その他

	意見の内容(要旨)	区分	市の考え方
72	板橋に大倉喜八郎の別邸である山月という建物がある。整備すれば立派な観光資源として使えるので、市の方で保存してほしい。	C	担当部署にご意見を伝え、今後の検討のための参考にさせていただきます。
73	小田原市文化振興ビジョン推進委員会は、小田原市の文化振興を高めるための、小田原の伝統文化や歴史、そして新しい文化により、希望と幸福感を持ったまちづくり実現のための「ビジョン」を考えて頂ければ良いわけで、専門家・有識者もご自身の立ち位置をしっかりとわきまえて頂き、条例の制定などという答申でなく、小田原の文化振興を育めるために必要な具体的なイベント等の取り組みや制度・政策によって、明確なビジョンを持てるような提言・答申をして頂きたい。	D	市から小田原市文化振興ビジョン推進委員会に「文化に関する条例の制定について」を諮問したものです。

74	<p>芸術文化創造センターを造る事業が、できていないのに、文化条例を作ろうなんでもってのほか。ホールが完成することで、市民の関心と期待が膨らみ、すべてが順調に動く。平成28年度の、ソフト事業も予算をつけて進めているようだが、一度リセットして仕切り直しをしないでほしいと強く思う。無意味なことに大切な税金を使うことはやめてほしい。</p>	D	<p>この条例は、小田原市の文化の基本的な考え方を明確にするもので、その考え方にに基づき、芸術文化創造センターの整備や様々なソフト事業を実施していくものです。</p>
75	<p>市民会館は老朽化が激しく、場所によっては危険な所もある。条例もいいが、実際のハードへのご配慮もお願いしたい。</p>	B	<p>市民会館については、安全性を最優先に維持管理をしていきます。</p>
76	<p>他県に住む友人から「小田原市が熊本へステキなことをして下さった。感激しました。」と熊本への寄付のことをお話下さった。ニュースにも多くとりあげていただき、それもよかったと思った。</p>	D	<p>担当部署にご意見を伝えさせていただきます。今後も様々な関係のある自治体等と連携を深めていきたいと考えています。</p>
77	<p>条例も大切だが、「芸術文化創造センター」の早い完成を期待・希望する。ただ、パリ祭、歌舞伎、コンサートなどの盛況ぶりを考えると、大ホール800人のキャパというのは納得できない。せめて今まで通りの1,000人～1,500人にしないと、パリ祭など小田原で開催されなくなってしまう。</p>	C	<p>担当部署にご意見を伝え、整備に向けての検討の参考にさせていただきます。</p>
78	<p>小田原の宝のひとつとして「小田原少年少女合唱隊」がある。これを小田原の文化の宝と言わずして何であろうか。小田原市民には彼らの歌声をもっと聞いてもらいたい。そして全国に知ってもらいたい。このまま隊員の人数が減り消滅してしまうようなことがないようにお願いしたい。それは小田原にとって大きなマイナスである。「少年少女合唱隊」から更に広がり、「合唱の町小田原」なども良いかもしれない。「小田原少年少女合唱隊」がなくならないように、心からお願いしたい。</p>	C	<p>今後の取り組みにおいて参考にさせていただきます。条例では、「市は地域における人材を活かすこと」「市は、文化に関わる人材と交流及び連携に努めること」を記述したいと考えています。</p>
79	<p>松原神社例大祭をもっと広げていってほしい。この小田原愛祭魂を日本全国に。最近高齢化が進み、若者離れがあるので、もっと誇りを持つためにも。</p>	D	<p>市民の皆さんと協働で文化を大切に守り、育て、発信していくことで、まちの誇りとなると考えています。</p>



## 姉妹都市提携について

### 1 経過

八王子市・寄居町とは北条四代氏政の弟氏照・氏邦の居城があった関係から、これまで北條五代祭りをはじめとする各市町の大きなイベント等に首長が相互訪問する等、交流を図ってきた。

また、平成 6 年には 2 市 1 町の観光協会間で「北條三兄弟三領共同宣言」を宣言し、民間の交流も行われてきたところである。

今般平成 29 年に八王子市が市制 100 周年を迎えるに当たり、小田原市・寄居町と姉妹都市提携をしたいという提案があり、協議を進めていく中で 3 者での提携が決定された。

### 2 調印について

#### (1) 期 日

平成 28 年 10 月 1 日（土）（八王子市市制記念日）

#### (2) 場 所

八王子市のいちょうホールもしくは八王子市庁舎会議室

#### (3) 出席者

各首長・各議会議長・担当者等（各市町 4～5 名）

#### (4) 形 式

小田原市・八王子市・寄居町の 3 者連名による「(仮称) 盟約書」を 3 通作成し、各首長がサインする。

### 3 今後のスケジュール

9 月 8 日（木）	厚生文教常任委員会報告
9 月中旬 (9/8 以降)	記者発表（各市町同時に同内容で）
10 月 1 日（土）	広報小田原で姉妹都市提携調印（調印当日の写真なし）及び 八王子市・寄居町の紹介
	八王子市制記念式典・姉妹都市提携調印式
11 月 1 日（火）	広報小田原で姉妹都市提携調印（調印当日の写真あり）の紹介





# 北條三兄弟三領共同宣言

(小田原市・八王子市・寄居町)

関東の名城、小田原・八王子・鉢形の三城を擁する、わたくしたち北條三兄弟の街、小田原市、八王子市、寄居町の二市一町は、美しい自然に恵まれ、豊かな歴史と文化を育んでまいりました。

かつて全国に群雄割拠し、骨肉相争う戦国の世にあつて一度も争うことなく、三兄弟手を携えて共に支え合い、街を築いて国を富ませ、各地に地方文化が興隆するなか、美しい東国文化を花開かせました。

その後の時代の流れの中、それぞれの道を歩んで参りましたが、来るべき二十一世紀に向け、再び兄弟力を合わせ、多くの人々が訪れる魅力あふれるふるさとづくりを行うため、ここに集いました。

新たなる地方の時代の創造をめざし、兄弟三領二市一町の共同を誓って宣言します。

- 一 受け継いだ誇るべき文化遺産を大切に守り、兄弟三領を訪れて風土や文物にふれる喜びを、分かち合ひましょう。
- 一 共同して観光物産展を開催し、歴史と文化に彩られた、兄弟三領の観光圏をひろく全国にアピールしましょう。
- 一 互いの観光行事に積極的に参加し、伝統のなかに新たなものを生み出す味わいのある催しを育てあげて行きましょう。
- 一 ふるさとの風土と伝統によつて育まれた、名産・特産の品々を三領共通の宝とし、ひろく愛されるよう努めましょう。
- 一 様々な交流を通じても、互いに学び合い、時に競い合いながら個性を延ばし、魅力ある三兄弟ふるさと交流圏の形成を、目指しましょう。

平成六年五月二日

相模小田原領・小田原市  
小田原市観光協会 会長

武蔵八王子領・八王子市  
(社)八王子観光協会 会長

武蔵鉢形領・寄居町  
寄居町観光協会 会長

小澤良明  
落合義典  
石渡勲



## 産婦人科医療施設整備費補助事業について

平成28年度当初予算において予定されている標記事業の対象である産婦人科医療施設（旧社会福祉センター跡地に建設予定）について、当初の建設スケジュールは次のとおりであったが、下記理由により遅延が見込まれる。

### 1 当初建設スケジュール

建設工事着手 平成28年6月

建設工事完了・開院 平成28年12月

### 2 遅延理由 施設の実施設計が遅れているため

#### (参考) 建設予定地

位 置 小田原市城山二丁目422番5及び427番2  
敷地面積 1861.27㎡（公簿）

